

## 日進市クーリングシェルター募集要項

### 1 趣旨

気候変動適応法の改正（令和6年4月1日全面施行）により、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に、熱中症特別警戒情報（以下「熱中症特別警戒アラート」という。）が発表されることとなり、市は暑さを避けるために民間施設や公共施設を指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）として指定できることとなりました。

つきましては、民間施設におけるクーリングシェルターの指定を行いたいと考えておりますので、ご協力いただける民間施設を募集します。

### 2 クーリングシェルターにおける実施内容

- (1) 熱中症特別警戒アラートが発表された際に、あらかじめ公表される開放可能日（営業日時）等の範囲で、市民等が暑さをしのぐための場所を提供してください。
- (2) 熱中症特別警戒アラートの発表及びクーリングシェルターとしての開放について周知に努めてください。

### 3 指定要件

市内に所在する施設で、次の条件を満たす施設とします。

- (1) 定期的にメンテナンスされており、施設の実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備があること。
- (2) 熱中症特別警戒アラートの発表期間中、あらかじめ公表する開放可能日及び時間帯において、一般開放できること。
- (3) 受入可能人数が同時に適切に滞在できる空間が確保されていること。

### 4 指定の期間等

指定の日から同日が属する年度の3月31日まで。ただし、事前の申し出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとする。

### 5 指定の解除

指定を受けた施設が3の指定要件を満たさなくなった場合、指定を受けた者から指定の解除の申し出があった場合又は指定を受けた施設がクーリングシェルターとしてふさわしくないと認められる場合は、市長は指定を解除するものとする。

### 6 募集期間

随時受付

## 7 応募方法

応募様式に必要事項を記入の上、郵送、電子メール等により以下の提出先にご提出ください。

日進市 環境課

住 所 日進市蟹甲町池下268番地 (〒470-0192)

電話番号 0561-73-7111 (代表)

電子メール kankyo@city.nisshin.lg.jp

## 8 指定手続

市長は、クーリングシェルターの指定について応募があった施設について、3の指定要件を満たすと認めるときは、当該施設の管理者と協定を締結の上、当該施設をクーリングシェルターとして指定します。

## 9 公表

クーリングシェルターとして指定を受けた施設については、その概要を市がホームページ等で公表します。

## 10 物資等の配付について

水や塩飴などの熱中症対策物品について、市からの配付や補助は行いません。ただし、各施設でご準備いただいた物品を配布することを妨げるものではありません。

## 11 留意事項

クーリングシェルターとして指定された施設の運用については、次の事項を可能な限り順守してください。

- (1) 気温に応じて適当な冷房機器を稼働すること。
- (2) 環境省が発表する熱中症特別警戒アラートを取得し、及び把握すること。
- (3) 熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、クーリングシェルターとして開放すること。(公表している開放可能日及び時間帯に限る。)
- (4) 施設がクーリングシェルターであることを周知すること。
- (5) 受け入れ可能人数に応じて、休憩できる椅子・ソファ等を配置すること。
- (6) 熱中症予防のため、避難者が持ち込む飲料等による水分補給を可能とすること。
- (7) 熱中症特別警戒アラートの発表の有無にかかわらず、夏の期間において、市民が熱中症により体調不良を感じた場合や予防のために休憩を求める場合は、ひと休みできる休憩所の提供に可能な範囲で協力すること。

## 12 その他

クーリングシェルターを利用した者が施設に損害を与えた場合であっても市は損害賠償の責任を負いません。